

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

長南町立長南中学校

## 1 基本方針

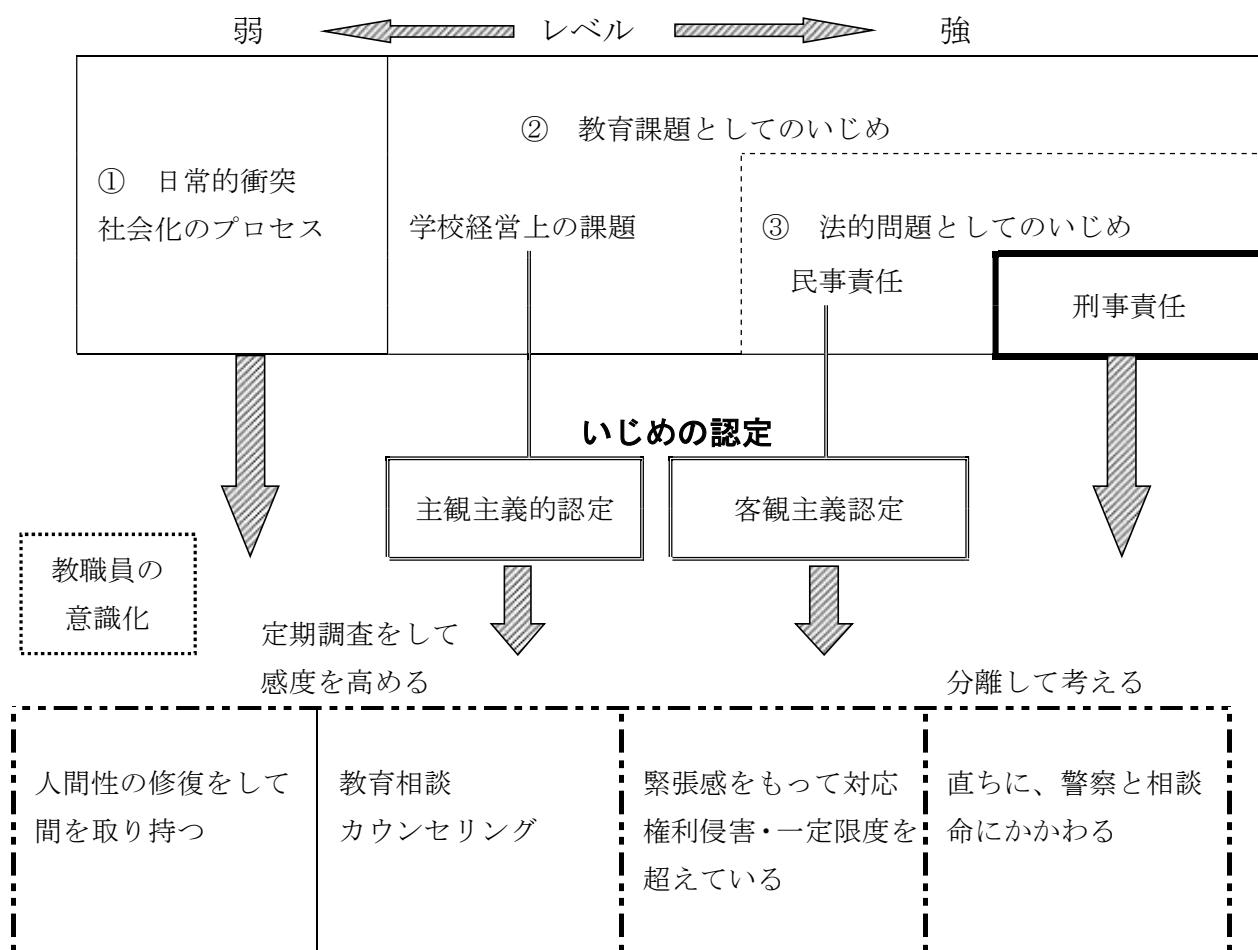
### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。（主観主義的認定）

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### (2) いじめの“峻別”

- ① 日常的衝突 . . . けんか・からかい
- ② 教育課題としてのいじめ . . . 一方的に、心理的・物理的に
- ③ 法的問題としてのいじめ . . .
  - a 民事責任
  - b 刑事責任



## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 学校におけるいじめの防止の基本施策

- ① 道徳教育等の充実
- ② 早期発見のための措置
- ③ いじめ相談体制といじめの早期解決
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

<内容>

#### ① 道徳教育等の充実

- (ア) 学校の重点目標の一つに「道徳教育の授業充実や生徒会行事、学校行事、部活動等を通した豊かな人間関係づくりを通して、いじめ防止に努める。
- (イ) 学年 P T A や保護者を集めた会議や 1 0 0 0 力所ミニ集会等で、道徳教育映像教材の保護者向けのものを視聴してもらい、学校や家庭、地域との連携のあり方についての話し合いの機会をもつ。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、生徒会が主体となった活動や人権作文や標語の掲示をする。

#### ② 早期発見のための措置

- (ア) いじめアンケート調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する調査を定期的に実施する。

- 生徒対象いじめアンケート調査 年 3 回（7月、11月、1月）
- 保護者対象調査 年 2 回（10月、2月）

- (イ) 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年 2 回（6月、11月）

- (ウ) 日頃提出させている「生活記録ノート」の記述内容や、生徒の変化を見逃さないための学年を中心とした情報交換など生徒観察の恒常化

- (エ) 相談箱の設置

#### ③ いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用 月 2 ~ 4 回金曜日
- いじめ相談窓口の設置  
校務分掌への位置づけと生徒への周知
- いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
  - ・いじめの防止対策推進法についての研修及びいじめ防止対策等のための研修を年間計画への位置づけによる職員の資質向上を図る。

#### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

### (2) いじめ防止等に関する措置

#### ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置と活動

##### ア 緊急を要していない場合

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

○必要に応じて

【教育委員会】

【PTA】会長、副会長 など

【地域】学校評議委員 など

※9月と2月に報告する。

<開 催>

定期的な開催（月1回）。

<活動内容>

- ① 学校、保護者、地域が連携したいじめ防止計画策定
- ② いじめ防止年間指導計画及び活動事例の作成
- ③ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）結果の情報交換や対策協議
- ④ 計画の確認や事前・事後の指導について。
- ⑤ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解

##### イ 緊急を要する場合

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

担任や関係職員等を含める

○必要に応じて

【教育委員会】

【PTA】会長、副会長 など

【地域】学校評議委員 など

## <開 催>

緊急を要するいじめ発見時

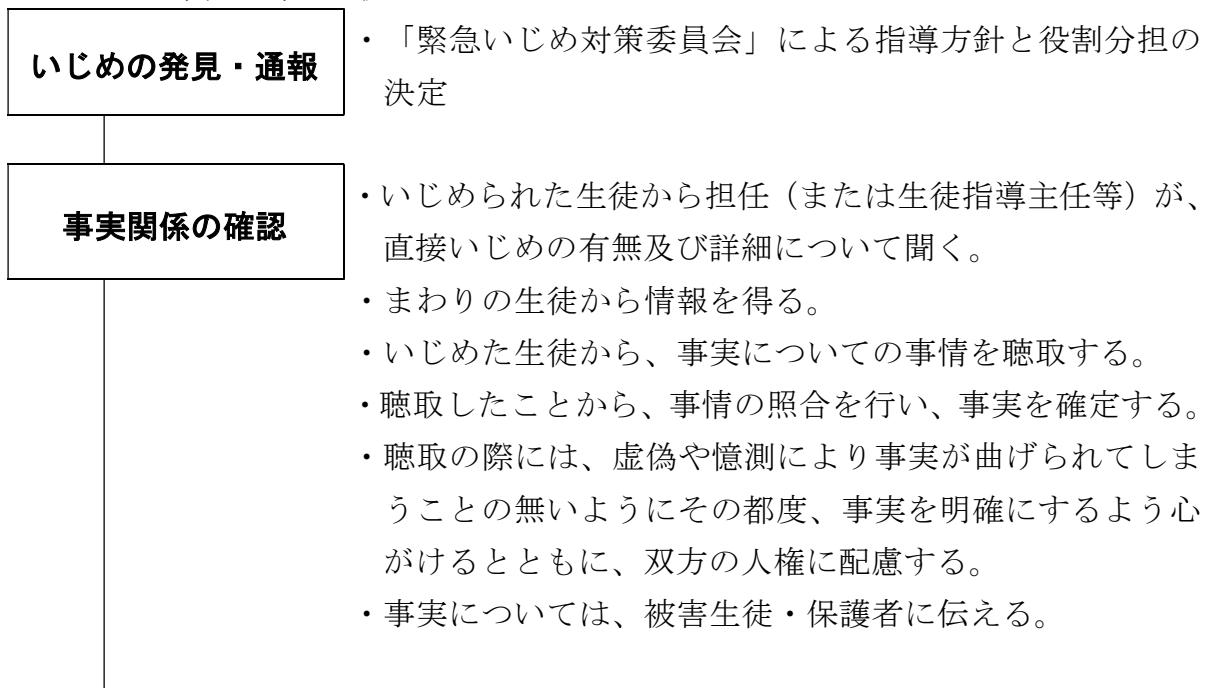
<活動内容> . . . いじめに対する措置の確認と対処

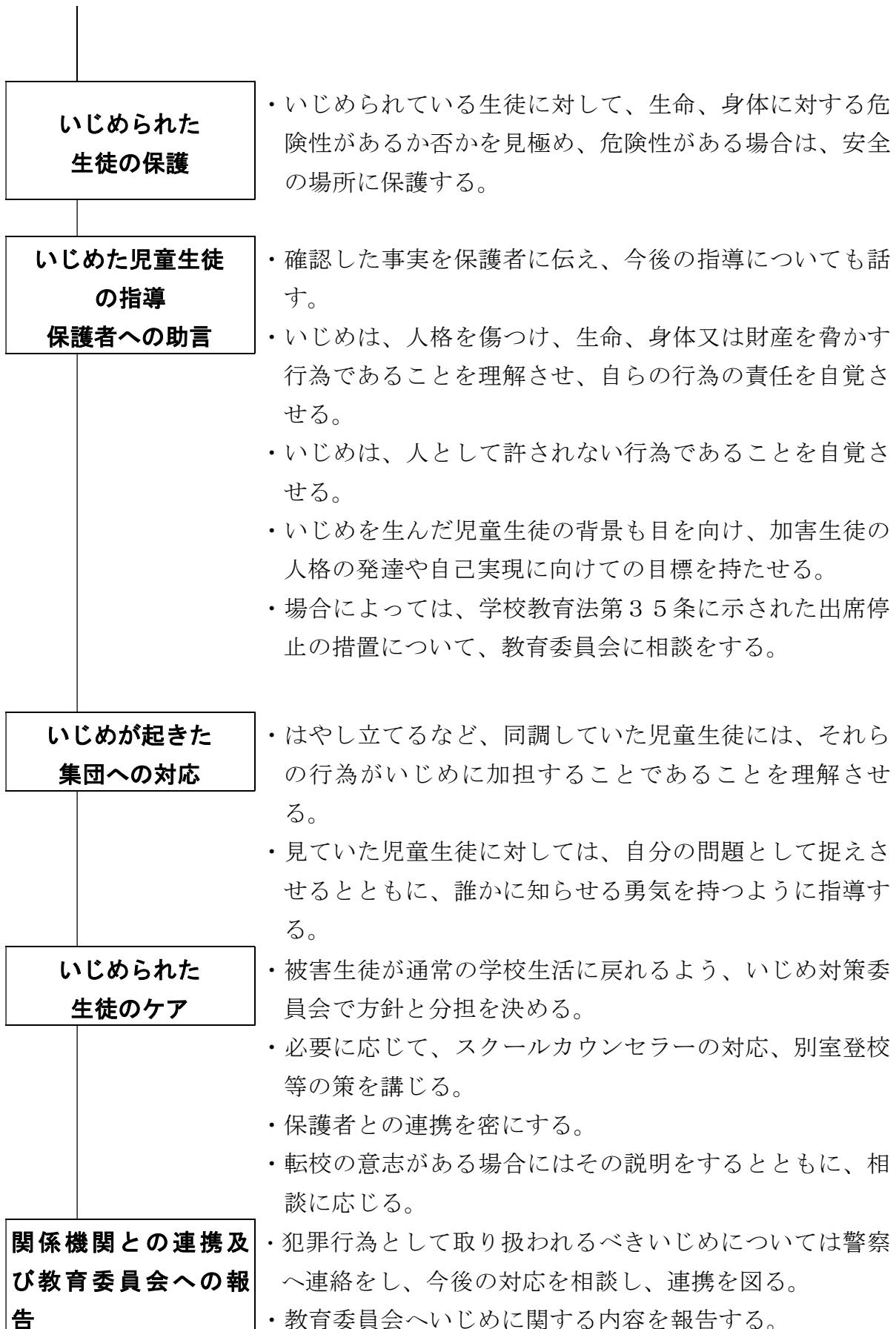
- ① いじめの発見・通報に基づいた指導方針と役割分担の確認
- ② 事実確認
- ③ いじめられた生徒の保護
- ④ 保護者対応
- ⑤ いじめた生徒への指導
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 教育委員会へ報告

## ② いじめがあった場合の措置（第23条）

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒等について、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

いじめに対する対応の流れ





## ネットいじめ への対応

- ・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。
- ・青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。
- ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

### ③ 重大事案への対処の決定

#### (1) 重大事態の基準（第28条）

- いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・自殺を企図した場合
  - ・心身に重大な障害を負った場合
  - ・金品に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童生徒が30日以上の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (2) 重大事態の報告（第30条）

重大事態が発生した旨を、長南町教育委員会に速やかに報告する。

#### (3) 重大事態への対応

※ 重大事態発生時は、特に詳細な記録を残す。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、長南町教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずにいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## 《指導組織体制》

### (1) 校内「いじめ防止対策委員会」組織

報告・連絡・相談の徹底 **校長** 正確な情報収集と的確な指示

※校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に指導に当たる。

定期的な開催  
必要に応じた開催

いじめ発見に  
より緊急開催

#### いじめ防止対策委員会(学年主任会が兼ねる)

##### ○参加者

【学校】校長、教頭、生徒指導主事、教務等、学年主任、養護教諭、教育相談担当者、保健主事、SCなど

##### ○必要に応じた開催時

【教育委員会】

【PTA】会長、副会長など  
【地域】学校評議委員など

※9月と2月に報告する。

##### ○活動内容

- ・学校、保護者、地域が連携したいじめ防止計画策定
- ・いじめ防止年間指導計画及び活動事例の作成
- ・いじめの早期発見に関するアンケート結果の集約  
情報交換や対策協議
- ・計画の確認や事前・事後の指導について
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解

#### 緊急いじめ対策委員会

##### ○参加者

担任や関係職員等を含める  
※ 緊急を要するいじめ発見時に  
関係職員を加え開催する。

##### ○活動内容

- いじめに対する措置の確認と対処
- ・いじめられた生徒の保護
  - ・事実確認
  - ・指導方針の確認
  - ・保護者対応
  - ・いじめた生徒への指導
  - ・関係機関との連携
  - ・教育委員会へ報告



##### ○重大事案への対処の決定

教育相談

生徒指導

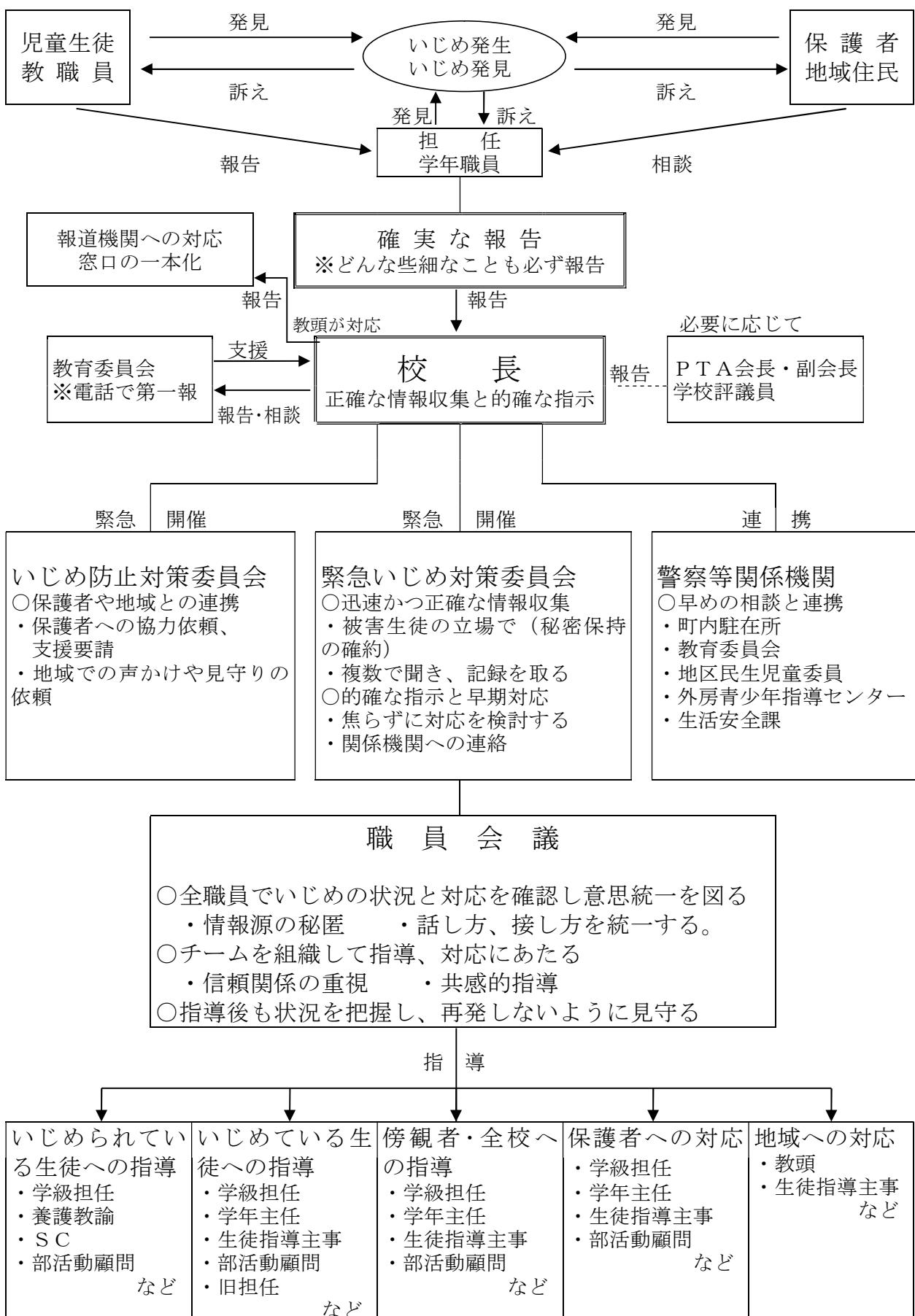
生徒会活動

特別活動

道徳

## (2) 校内指導体制【いじめ対応の手順】

※校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。



## 年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ防止対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 P T A 総会 オープンスクール	第1回学校いじめ対策全体会議 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 相談窓口の周知 学校ホームページへの掲載 ポスター掲示	教科・領域等年間計画作成 学級生活のルール作り S O S の出し方教育
5月	生徒総会 運動会 校外学習 1年 修学旅行 3年	いじめ防止対策委員会 教育相談	道徳の授業の充実 ピア・サポート
6月	郊外学習 2年 教育相談 前期中間テスト	いじめ防止対策委員会 第1回いじめ実態調査・教育相談 職員研修（いじめについての研修会①）	友人関係の見直し 薬物乱用防止教室
7月	三者面談	いじめ防止対策委員会・いじめ実態調査 第1回いじめ防止取り組みアンケート	情報モラル教育 ミニ集会 (地域保護者会)
8月		いじめ防止対策委員会（研修） 第2回学校いじめ対策全体会議	
9月	始業式 学校評価（1回） 所長・管理主事訪問 前期期末テスト	いじめ防止対策委員会	
10月	生徒会役員選挙 オープンスクール 長南祭	いじめ防止対策委員会 教育相談 職員研修（いじめについての研修会②）	生命尊重の教育
11月	職場体験 P T A バザー 後期中間テスト	第2回いじめ実態調査・教育相談 いじめ防止対策委員会 いじめ防止キャンペーン	薬物乱用防止教室
12月	三者面談	いじめ防止対策委員会 第2回いじめ実態調査	
1月	新入生説明会 学校評価（2回）	いじめ防止対策委員会（研修） 第3回いじめ実態調査	
2月	教育相談 オープンスクール	いじめ防止対策委員会 職員研修（いじめについての研修会③） 第2回いじめ防止取り組みアンケート	
3月	卒業式 修了式	いじめ防止対策委員会 第3回学校いじめ対策全体会議	